

招待論文

明末の江南における票塩について
— 綱法前夜の初期票塩 —

山腰 敏寛*

はじめに

中国の明清史というのは、史料も豊富にあり、今世界が注目しつつある中国のあらゆる側面の由来を研究できる沃野である。筆者は中国の塩政史を研究しており、明代に行われた塩法として票法・票塩について考察する必要がある¹⁾。票塩とは塩の販売を広く多くの者に参加させたもので、極論すれば自由主義的な手法とも言える。実際に「任其所之」という行くに任せるという表現すら存在した。この票塩というのは明代においては両浙・山東で行われたことが有名であるが、明代の嘉靖期に票塩こそはほとんど全国で施行された塩政のあり方であったといわれる²⁾。塩法としては、ほぼ明代を通して行われた開中法と開中法が崩壊した後、明末に成立した綱法の方が断然有名ではあるが、筆者は明末において上海県や太倉州などの江南においても票塩は行われていたという史料に遭遇したのでこれについて気がついたことを記したい。このことに筆者が関心を持つのは、明末清初に上海の李雯が「就場征稅，任其所之」と唱え始めるのであるが、それは現実に運用されている票塩を見て唱えたかもしれないと考えるからである。つまり明末にあった上海県票というのは中国版「レッセフェール，レッセパッサ」という主張に根拠を与えた政策であったのではないかと思われるのである。そのことの論証はまだおぼつかないものの、明末の上海県票についてとりあえずの考察を加えたい。

行政区分としても興味深い側面があった。上海県や太倉州は行政区分上は江蘇省であるが、実は明清の塩政においては他の江蘇省とは切り離されて両浙行塩区に区分されていた。

利用する史料から本稿を位置づければ、最近に中国で出版された影印本と東洋文庫所蔵の異本とをつきあわせつつ、明末の江南における票塩の紹介を試みるものである。

以下、本稿では用語としては「票塩」を多用するが、本稿では票法も票塩と同じ意味で使う

* 連絡先：山腰 敏寛

機関/役職：徳島県立城北高等学校教諭/立命館大学社会システム研究所/客員研究員

機関住所：〒770-0003 徳島県徳島市北田宮4丁目13-6

E-mail：yamagoshi-toshihiro-1@mt.tokushima-ec.ed.jp

こととする。本稿で扱う資料では多用されているのは票塩である。実は何をもって票塩・票法とするかということがある程度以上の政策論を論じる上では必要となるのであるが、本稿では後述する『両浙鹺規』における票塩を紹介するということが主目的であるので、定義などについては必要最低限の言及にとどめて、塩政に関わった者たちが票塩としたものがどのようなものであったかという紹介を試みたい。

一 二つの『両浙鹺規』北京図書館所蔵本と東洋文庫所蔵本

本稿を書くきっかけとなった史料は『両浙訂正鹺規』である。筆者はたまたまこの本に太倉州の土票などが納められていることを知ったのである。

『両浙訂正鹺規』は、最近の出版物としては『北京図書館古籍珍本叢刊』『五八史部政書類』に収める。明末の楊鶴が「両浙巡鹽監察御史」として旧来あった『類略』(不詳)に増減して「纂輯」したものであるという³⁾。序文を読むに「萬曆甲寅(萬曆41年[1614年])9日」に「潤州公署」において序文を書いたとある⁴⁾。潤州は丹陽・丹徒の両県または両県を包括する鎮江府の別称である。しかし、『北京図書館古籍珍本叢刊』に収録されている版本は更に手が加えられている。「天啓三年歲次癸亥[1623年]夏月」に「重刊」とある。また現代の注記として影印本には「據明萬曆刻天啓崇禎遞修本影印」とあり、萬曆年間(1573~1620)に出版されたものに天啓(1621~27)更には崇禎(1628~1644)に漸次改訂が加えられたものであることが判る。

さて、この『両浙訂正鹺規』には「土票」として、両浙行塩区の各州県における票式が収められている。原本の汚損のためか落丁も目立つ⁵⁾。明版であるから贅言であるだろうが、判読が困難な箇所が多い⁶⁾。この汚損部分を補うことができる史料を現在の日本に求めると東洋文庫に清呂猶龍撰『兩浙重訂鹺規』4巻清康熙50年刊本)を見いだすことができた。そして、そこには「上海県票式」が収められているのである。

結論を言えばこの二つの書籍は、撰者の人名と時代が異なるものの同じ本の異なる版本とすることができる。

双方を比較すると、総巻数は4巻と同じであり、内容についても校対するに全ての目次の内(『両浙訂正鹺規』の1枚の落丁部分を除けば)、異なるのは2行のみである。また同じ文言の丁・頁もあり(丁数・頁数はずれたり、異体字がつかわれていることもある)、むしろ異体字などを除けば同じと言っていい丁と頁が多く、ほとんど同内容の書籍である⁷⁾。ちなみに後者をつかった研究としては現在のところ劉焱『明代塩業經濟研究』(汕頭大学出版社 1996年)を確認している⁸⁾。劉焱は明代の塩政を概観する中で1章を割り、一覧表などで上海における票塩を掲げるものの、本稿で試みる引塩と票塩の勢力範囲の変更に関わる変更などの紹介まではしていない。筆者としては、明末の上海・太倉で票塩が行われていたことを語る資料として

もっと積極的に『両浙訂正齋規』『両浙重訂齋規』は活用されるべきではないかと本稿をまとめるものである。

以下本節では、両書についていささか書誌的な整理をしておく。本節においては以下『両浙訂正齋規』を『北京図書館』版、『両浙重訂齋規』を『東洋文庫』版とする⁹⁾。次節以降では『両浙齋規』として言及したい。

校対して面白いのは、『東洋文庫』版には『北京図書館』版以降の資料が付加されて、行がずれても行頭の字下げ数などで調整して、各丁・各頁ごとになるべく『北京図書館』版の体裁に合わせよう（より具体的に言えば各丁・各頁ごとに同じ字で始まり、同じ字で終わることが）編纂の方針として堅持されてることである。このような編集は、先行的に行われていたことの記述の遺漏を防ぎ校閲の便を考えた編集のせいと思われるが、実用マニュアル書として、増減があってもなるべく同じ丁、頁で新旧の参考の便を意図したものかもしれない。また、より古い版本であるはずの『北京図書館』版にも近接したところに重複した記述があり、先行した古い版本との対照を意図した編集の名残を残す¹⁰⁾。

この二つの版が明らかに異なるのは、まず『北京図書館』版に見られる天啓年間（1621～1627）の文書として付加された記事が『東洋文庫』版では省略されていることと、版本として後代の『東洋文庫』版には『北京図書館』版の後の時代に追加された文言が挿入されていることである。ただ、『東洋文庫』版は雍正年間の文書も載っているので、『東洋文庫』版は序文は康熙年間の版本によるものの雍正年間以降に更に手を加えられた版本であったことが判る¹¹⁾。

『東洋文庫』版の「重訂」という文言が、『両浙訂正齋規』の「遞修」に更に改訂を加えられたことを意味すると想像されるが、天啓年間の記述が『東洋文庫』版では落ちていることから『北京図書館』版以前の段階で枝分かれした可能性も否定できない。この二つの版本のもととなった書籍の存在も想像されるが、『北京図書館』版と『東洋文庫』版の二つの序文でそれを少しく伺うことができる。『北京図書館』版の序文によれば、『齋規類略』なるものが憩川の韓介、関中の牛某の「加詳」により、その後「奉差事竣」する毎に「剡脩」が加えられたものに楊鶴が改修を加えたとのことである¹²⁾。また阮元・馮培等輯『勅修重修兩浙塩法志』にも韓介の業績として「『齋規類略』を刻す」とやはりあるので『齋規類略』という書物の存在が伺われる¹³⁾。ただ、そうした一方この『勅修重修兩浙塩法志』の楊鶴の項目においては『両浙訂正齋規』を編集したことを記すがその注記として「舊兩浙齋志」とある。また『東洋文庫』版の序文の冒頭を見るとやはり「兩浙齋志齋規總序」とあるので、この書は『兩浙齋志』と呼ばれた書物の中でも「齋規（類略）」とされた部分ではないかと疑うこともできる。ただ『兩浙齋志』なる本は明の王圻の撰になるとされる『重修兩浙齋志』24巻がある¹⁴⁾。現在のところ比較してみるに巻数の規模も異なり当然構成も異なる。また、人物伝として「韓介」の項目も立てて、彼が『齋規類略』を刻したことも記しており、構成も異なるので王圻編の『兩浙齋志』と『兩浙齋規』とは違う書籍であるだろう。ただ、一言付言しておくとも王圻編『兩浙齋志』も

『両浙齋規』とともに明末の塩政の実態を記した本ではないかということである。

さて、『北京図書館』版も『東洋文庫』版も第2巻は「票商」と「功績塩」（これは没収塩である）を扱うが、「票商」についての記述の分量は「功績塩」にほぼ2倍する分量を述べるといふ大きな比重を占めるものである。

ところで利用するにあたっての更なる注意を言えば、『北京図書館』版はそのままで使うことができないということである。まず、落丁（乱丁）が目立つのである。甚だしきは、目次について、1丁分落ちているのをはじめ通巻して60丁ほどの落丁がある¹⁵⁾。また乱丁については少なくとも2箇所あることを確認している¹⁶⁾。また、原書の状態がよくないのか、掲載されていても判読が難しいところが少なくない。まだしも幸いであるかもしれないのは、『東洋文庫』版でその欠はほぼ埋めることができるようである。しかし、逆に『東洋文庫』版の判読が難しいところを『北京図書館』版で補うことや、『東洋文庫』版のほうが編纂の過程で間違えたのではと思える箇所も数少なくはあらず。『東洋文庫』版を読むに当たっても、古い版本による『北京図書館』版は参照されなければならない。

さて『北京図書館』版であるが、これは底本として『両浙訂正齋規』を使っているのであるから編集の是非については底本と今日の編集の両方が対象となるべきである。今日の編集出版段階の混乱を指摘したが、底本の『両浙訂正齋規』の判読可能な場所においても実は重複する記述もみることができる。底本自体にも編集の混乱はある¹⁷⁾。このような編集の混乱は『北京図書館』版を利用するに当たって気をつけなければならない。しかしながら、筆者がそもそも東洋文庫で上海県や太倉州の土票を見つけることができた理由を言えば、『北京図書館』版において土票を掲載している部分についても汚損がひどかったのでその丁を確認する過程で落丁と「上海土票」の存在に気がついたのである。その「票式」を掲げる部分については『北京図書館』版は『東洋文庫』版と比べて4丁分落ちている。その中には2種類の上海における土票が含まれている。また、太倉州の土票は『北京図書館』版にも所収されているが、「太倉州」という文言や本文については判読が難しい状態である。

以下に、「票塩」の票式の部分に即して両版本の異同の実例を示しておく。

表1 第2巻「票塩」に所収の票式における丁数と土票

| 『東洋文庫』版 | 『北京図書館』版 | | | 江蘇省内 |
|---------|----------|-----|----------------|------|
| 44 | 落丁 | | 中津橋票式 | |
| 45 | 38 | 439 | 奉化県票式 | ○ |
| 46 | 39? | 439 | 寧波府漁票式 | ○ |
| 47 | 40 | 440 | 青浦県帯銷嘉定略式 ※ | ○ |
| 48 | 落丁 | 無し | 上海県票式 ※ | |
| 49 | 落丁 | 無し | 上海県票式各県同 ※ | |
| 50 | 落丁 | 無し | 山陰県票式 | |
| 51 | 落丁 | 無し | 肅山県商票式 | |
| 52 | 45 | 441 | 肅山県肩票式 | ○ |
| 53 | 46 | 441 | 餘姚県票式 | |
| 54 | 47 | 442 | 華亭県票式 | |
| 55 | 48 | 442 | 武康県票式 | |
| 56 | 49 | 443 | 嵎県票式 | ○ |
| 57 | 50 | 443 | 臨安票式 | |
| 58 | 39 | 440 | 太倉州土商票式 ※ | |
| 59 | 53 | 444 | [(1字不明)] 錢二県票式 | |
| 60 | 54 | 444 | [鄞] 県票式 | |

ところで、これだけの書式を豊富に載せているということと、『北京図書館』版の序文には「老奸猾胥之手」の手に渡ることを楊鶴が危惧していることから萬曆年間においては塩政の実態を運塩使に近い段階で掌握するために必要とされた書籍が『兩浙鹺規』なのではないかと思われる¹⁸⁾。

さて、康熙年間においては票塩も含めて『兩浙鹺規』で記された運用は既に過去のことであったかもしれない¹⁹⁾。清代の兩浙の私塩を述べた箕輪祥子による一覽は票引地として浙江省の杭州府・嘉興府・寧波府・紹興府以下の各県を掲げるのみである²⁰⁾。箕輪は、票塩(引)が行われた地域は「生産原価に数倍する正引塩が私塩に対抗できなくなった浙江省の産塩地帯に集中していた」とする。『東洋文庫』版の序文を見ても康熙年間にはずいぶん傷んだ版本があったのを復刻した事情を記している。清代のある時期以降票塩は江南では行われなかったのだろうか。しかし、上海県や太倉州において土票が行われていたことを述べる書籍が康熙年間・雍正年間において出版されているとしたら、これだけでも興味深いことではないだろうか。この書に記された兩浙の塩政の制度の「一部」は雍正年間以降にも踏襲されていたことが考えられるのである。

二 明末の江南における土票

以下本稿は、『北京図書館』版を主たる資料とし、『東洋文庫』版で補いつつ、特に第2巻を中心として明末の松江・蘇州・常州・鎮江で行われたとされる票塩を紹介する。なお、これ以後『北京図書館』版と『東洋文庫』版も同じ本であるとして『兩浙鹺規』として言及したい。

さて、江南のもっとも人口が稠密な松江府以下の蘇五属の地域で明末に行われた土票もしくは票塩とはどのようなものであったのか。また兩浙行塩区に江南の蘇州府以下の地域が含まれること(具体的には太倉州や上海県など)、その地で票塩が行われたこと、また李雯のような論者がいたことについては、(このうちの二者を結びつけた議論はあるものの)三者をもっと強固に結びつけて論じてもよいのではないだろうか²¹⁾。この三者を単純に結びつけると、明末清初において兩浙行塩区に属する江南の一部の地域においては私塩が流行しており、これに対抗するべく票塩が行われたのであるが、更にそのような私塩と票塩の競合する実態を踏まえて李雯のように「一稅之後、不問所之」と唱える者がいたということになる。また論者としては雍正年間にもやはり上海の人とされる顧成天同じく「就場征稅」を唱えることになるのである。

明末清初の時期の塩法を論じた者としては劉雋と佐伯富がいるが、松江などで票法が行われたと地名は列挙するが上海などにおける具体的な県票には触れていない。また、張小也が錯綜した行塩区と私塩が問題となった事例として兩浙行塩区である江蘇省地区の問題について触れる²²⁾。清代を扱っていることもあり票塩には触れていないが、鎮江府を兩浙行塩区から兩淮行塩区へ移してはどうかという議論を紹介している。淮南塩が長江流域に沿って湖広まで行塩することを考えると、淮南塩の中継地点として行塩区に取り込む議論の妥当性も看取されるが、それをすると兩淮塩が大運河を通して江南に私塩として流れ込むことが懸念され沙汰止みになったという。また、劉森『明代塩業經濟研究』は第9章「票塩行銷制度及其実態」において、この『兩浙重訂鹺規』を多用しつつ、明代における兩浙・山東以外の票をもいささか詳しく言及し、『皇明經世文編』を参照して、稅率の変化などを示している。しかし、上海や太倉で行われた票を一覽表では挙げながらも深く考察していないようである。このようにこれまで明末清初の蘇五属の私塩・票塩・行塩区の3つを強く立体的に結びつけた議論はないようである。

さて、筆者がそもそも票式に着目したのは、票塩について考察するなら票にはどのような文面が記されているのか、それに基づいた研究はできないのかという動機からであった²³⁾。このような票式について着目する議論は劉森以外には試みていないようである²⁴⁾。

ところで注意しなければいけないのはすでに冒頭で述べたように兩浙とは即「浙江」ではないのである²⁵⁾。

行塩区として「兩浙」とされるのは、浙江省を中心としつつもこれに隣接する江蘇省、江西省のさらには安徽省それぞれの一部の地域も含んでいる。明代における行塩地は以下のように

なっている。

浙江省 杭州・紹興・寧波・台州・温州・金華・衢州・處州・湖州・嘉興・嚴州

江蘇省 松江・蘇州・常州・鎮江

江西省 広信

南直隸 徽州等十七府

南直隸 廣徳州²⁶⁾。

清代の行塩区はこれがほぼ継承されたものである²⁷⁾。ところで『清国行政法』は更に、行塩区と省などの地方行政組織が異なる管轄地域となっている為におこった事象として興味深い事例をあげる。異なる行塩区の私塩については、取り締まったところで他省・他の行塩区の為となるだけなので熱意を示さないなどの弊害があったという。しかし、その事例として挙げられているのが蘇五属の事例なのである。

例えば江蘇省の蘇松二府の如き、一般行政に関しては蘇松太兵備道即ち上海道台の管轄を受くるに拘らず二府に銷費せらるる塩は浙江より供給を受くるが故に塩務に関しては仍お兩浙塩政及塩運使の管轄を受くるが如きは是なり（戸部則例卷30，大清緝紳全書，皇朝政典類纂卷70以下参照）。然れども兩浙塩政及び塩使が其省を越えて管轄するは要するに塩務の大綱に止まり，私塩販売者を督緝するが如きは，蘇松太兵備道の全権に属するものとす。而して此の如き場合にありては塩已に本省の産に非ざるをもってその販売は本省の財産に影響すること少なく其結果当該官吏が其督緝に心を用いること本省産出のものに対するが如くならざるは清国の如き極端なる地方分権の国に在りては決して怪しむに足らず。……（旧カナ使いを筆者が現代かな使いのひらがなに改め句読点を追加。）²⁸⁾

これは縦割り組織が錯綜した弊害を記述（『清国行政法』はその意図で採用しているのだろうが）しただけの史料とは思われないのである。このもととなった記述はむしろ蘇五属という特異とも言える人口稠密・水路の発達した地域で，他の江蘇省とは異なる行塩区において私塩が多いという実情・問題点・特殊事情を語ったものであるかもしれないのである。水路が縦横に展開し発達していたこれらの地方の取締が容易ではなかったことは容易に想像できる。また，このような地方で「督緝」が熱心に行われなかったとしたら，どれほど多くの私塩が流通していたのであろうか。

ここで筆者が関連づけて考えるのは，江南の水利刊行である。水面航行慣行というべきものである。カール＝クロウは江南の水路について水路ごとに通ってよい船の形がきまるという厳格なルールがあったことを紹介している。

……けれどもこの支流地方の住民によって建造され操られる小船を備はないでここに乗り入れることは中国人にとって一つの犯罪と見なされる。黄浦江の船運の終点である松江の埠頭にはいろいろの型の船が蝟集している。ところが之等の様々な船がその目指す上流に遡江するに伴つて，船群は次第に同型のものに統一され，最後には全く同型同大の船ばかり

りが同じ流れを進むようになる。……(邦訳『支那人気質』13～20頁、一部は筆者が改訳)

上海周辺の水路の発達に目を見張るものがあるが実はこのような「航行できる船の形が決まってる」という水面慣行があったのである。終点においては全く同型同大の船となってしまうとは、それぞれの本拠地における強力な結束力を物語っているようである。この慣行については、新宮義孝も岩波新書で紹介している(1949年)。このような強力な結束を持ってすれば、時として一族が一丸となって私塩を運ぶなどのことはあったと思われるのである。

更にこの『清国行政法』の記述で気をつけなければいけないのは「浙江より供給を受くる」との件である。実は、両浙行塩区内の松江府以下においては浦東・下砂・袁浦などの塩場は存在し、塩もここからも供給されている(後述)。少なくとも明代においては、以下見るように近接した江蘇省内の塩場から供給されたのである。ただそうした一方で、林振翰『塩政辞典』は蘇五属へ両浙から行われた行運を記す図も示すが、そこで記される塩の供給地は浙江省であり、江蘇省内の目と鼻の先の塩場が供給地の一覧に掲げられていない(江蘇省内の個々の塩場は各項目で紹介される)²⁹⁾。

ところで、日本の農商務省がまとめた『清国塩業視察報告書』には塩場とその塩の「過掣派行」がおこなわれるところについて一覧を掲げる。

- | | | | | | | |
|---|-----|-------------------------------------|------|----|----------|-----------------------|
| 1 | 杭州所 | 仁和・許村 | 2 場塩 | 正引 | 118,612道 | 每引375斤 |
| 2 | 紹興所 | 錢清・三江・東江・曹娥・金山・石堰・鳴鶴・清泉・龍頭・穿長・大嵩・玉泉 | | 正引 | 239,568道 | 每引355斤 |
| 3 | 嘉興所 | 西路・黄湾・鮑郎・海沙・蘆漚 | | 正引 | 264,415道 | 每引375斤 |
| 4 | 松江所 | 横浦・浦東・袁浦・青村・下砂 | 5 場塩 | 正引 | 59,633道 | 每引400斤 |
| 5 | 台州所 | 長亭・黄巖・杜澆 | | 正引 | 11,515道 | 每引400斤 |
| 6 | 温州所 | 長林・雙穗・永嘉 | | 正引 | 7,951道 | 每引400斤 ³⁰⁾ |

太倉州の1場である崇明(島)以外は以上のように流通するように規定されていたとのことである。『清国塩業視察報告書』は今日からみると全面的に信用する訳にはいかないが、それでも日本海軍の地図を使ったり、現地に調査員を派遣した上で作成されたものであるので無視はできない。清代においてもやはり、江蘇省内の塩場は生産と供給を続けていたのは間違いないと考えるが、どのような経緯をたどったものであったかは本稿の主題ではないのでこのことについては以上の指摘に止めておく。

三 両浙塩の規模

では両浙塩とは明代においてどの程度の規模の塩政であったのだろうか。劉森『明代塩業経済研究』は課税の方面からの一覧を掲げるが、『両浙鹺規』3巻の「場竈」に毎年の総産塩を斤数を掲げるので本稿ではその方面から規模を示しておきたい。

表2 両浙の塩場³¹⁾

| 塩場 | 州 県 ³²⁾ | 総産塩数(斤) | 想定消費人口 | 重修丁数 | 訂正丁数 | 『北京叢刊』版 | |
|------|--------------------|-------------|------------|------|------|---------|----|
| 仁和 | 浙江省杭州府仁和県 | 26,857,520 | 2,238,127 | 70 | 63 | 492 | 1 |
| 許村 | 浙江省杭州府海寧県 | 3,242,700 | 270,225 | 71 | 64 | 493 | 2 |
| 西路 | 浙江省杭州府海寧州 | 7,929,600 | 660,800 | 78 | 71 | 496 | 16 |
| 黄湾 | 浙江省杭州府海寧州 | | 0 | | | | 17 |
| 蘆瀝 | 浙江省杭州府平湖県 | 2,610,900 | 217,575 | 79 | 72 | 496 | 20 |
| 錢清 | 浙江省紹興府蕭山県 | 7,128,000 | 594,000 | 74 | 67 | 494 | 3 |
| 三江 | 浙江省紹興府三陰県 | 7,399,500 | 616,625 | 75 | 68 | 494 | 4 |
| 曹娥 | 浙江省紹興府會稽県 | 5,654,850 | 471,238 | 75 | 68 | 494 | 6 |
| 石堰 | 浙江省紹興府餘姚県 | 6,509,400 | 542,450 | 75 | 68 | 494 | 8 |
| 東江 | 浙江省紹興府會稽県 | | 0 | | | | 5 |
| 金山 | 浙江省紹興府上虞県 | | 0 | | | | 7 |
| 鳴鶴 | 浙江省寧波府慈谿県 | 6,495,900 | 541,325 | 76 | 69 | 495 | 9 |
| 清泉 | 浙江省寧波府鎮海県 | 19,850,300 | 1,654,192 | 76 | 69 | 495 | 10 |
| 龍頭 | 浙江省寧波府鎮海県 | 2,117,500 | 176,458 | 76 | 69 | 495 | 11 |
| 長山 | 鎮海県 | 3,373,800 | 281,150 | 77 | 70 | 495 | 12 |
| 大嵩 | 浙江省寧波府鄞県 | 3,255,300 | 271,275 | 77 | 70 | 495 | 14 |
| 穿山 | | 25,066,800 | 2,088,900 | 77 | 70 | 495 | 13 |
| 玉泉 | 浙江省寧波府象山県 | 3,803,200 | 316,933 | 78 | 71 | 496 | 15 |
| 鮑郎 | 浙江省嘉興府海鹽県 | 1,734,900 | 144,575 | 78 | 71 | 496 | 18 |
| 海沙 | 浙江省嘉興府海鹽県 | 3,746,100 | 312,175 | 79 | 72 | 496 | 19 |
| 西興場 | | 6,609,800 | 550,817 | 74 | | 494 | |
| 長林場 | 浙江省温州府樂清県 | 2,429,700 | 202,475 | 80 | | 497 | |
| 永嘉場 | 浙江省温州府永嘉県 | 1,155,500 | 96,292 | 80 | | 497 | |
| 横浦 | 江蘇省松江府婁県 | | 0 | | | | 21 |
| 浦東 | 江蘇省松江府金山県 | 3,329,100 | 277,425 | 71 | 64 | 493 | 22 |
| 袁浦 | 江蘇省松江府華亭県 | | 0 | 72 | 欠 | 欠 | 23 |
| 青村浦 | 江蘇省松江府奉賢県 | 8,526,000 | 710,500 | 72 | 欠 | 欠 | 24 |
| 下砂頭場 | 江蘇省松江府南沙県 | 14,277,000 | 1,189,750 | 73 | 66 | 493 | 25 |
| 下砂二場 | 江蘇省松江府南沙県 | 4,914,900 | 409,575 | 73 | 66 | 493 | 26 |
| 下砂三場 | 江蘇省松江府南沙県 | 6,355,200 | 529,600 | 73 | 66 | 493 | 27 |
| 崇明場 | 江蘇省太倉州崇明県 | | 0 | | | | 28 |
| 総計 | | 184,373,470 | 15,364,456 | | | | |

西興 浙江省蕭山県西20里，運河に望む。

長林 浙江省樂清県西40里

永嘉 浙江省温州府

総生産額として斤数であげられているのは以上の数である。一部、斤数が掲げられていないところもあるが、総斤数に直すと約1億8400万斤である(江蘇省内は約3700万斤)。1人の年間消費量は12斤とされるので、これを消費人口に換算すると約1500万人分ということになる(江蘇省内は310万人分)。これは明末当時の人口規模としては中国以外の世界の諸地域から見たら驚異的な人口ではある。

ところで、これが清代にどれほどになったかというと先に掲げた『清国塩業視察報告書』の一覧から同様の計算をすると、両浙塩が想定する年間消費人口は2千万人強であることが判る。その中で蘇五属の比重はそう大きいものではないが、清代の塩法志である阮元・馮培等輯『勅修重修兩浙塩法志』においては「江蘇省、蘇・松・常・鎮四府属県、為浙引疏銷最巨之区」と記されている³³⁾。つまり清代において両浙行塩区内において蘇五属は最も巨額の売り上げをしていたと捉えられていた。売り上げについては課税率という問題が絡んでくる。両淮に次いで重要であるともよくいわれたのが、両浙行塩区であり、そして、その中でも最も重要であったのは実は江蘇省における売り上げであったようである。

四 票塩の淵源としての両浙行塩区

さて、民国期に道光朝の両淮における「廢引改票」を研究した劉雋が票塩の起源の地として言及しているのが両浙である³⁴⁾。そうした一方『兩浙鹺規』はいささか異なる説明をしている。双方の記述を紹介しておきたい。

まず、民国期の劉雋による起源の説明である。劉雋は「道光朝廢引改票始末」において票塩の起源について述べている³⁵⁾。

票法についてその沿革を述べれば、所謂票なる者は宋元の鈔引と同じく一種の運鹽交易の證券となるもので、明の嘉靖8年(1529)に起源をもつ。当時において余鹽が盛行し、積引も甚だ多かつた、引法の弊端が発生していたので、巡按御史の王化が「給票行鹽」を奏請し、引法の窮状救おうとしたのである。……戸部が其の議を善とし、是の年七月令して兩浙に施行せしめた。是の票鹽運銷の地は即ち官引不通の処であり、(その地において)本地の土販をして自ら鹽斤を買うことを許して、票を給して収税せしめて其の地面において運售をせしめたもので、なお且つ[わずか]いささかでも官鹽(即引鹽)地方へ(浸)越を許さなかつたものである。此に由りてこれを觀るに、票法というのは乃ち「引法」を補助する一種の行鹽方法である。此法が既に行れての後、頗る禁私の効を収めた³⁶⁾。

劉雋は票法を「『引法』を補助する一種の行塩方法」としている。實際、山東の票が『戸部則例』の「塩引」に分類されているのであるから、そのような分類を否定できるものではない³⁷⁾。劉雋は票法の目的を「積引を疎通せしめるために官鹽が通じない区域の私鹽を官鹽と化し、以って引法の及ばざるを補うということに外ならなかつた」としている³⁸⁾。劉森も票塩は引法

から派生したものとしている³⁹⁾。劉雋は「票」と「綱法」を比較して、実は両者共に引法の支流なのであるとしている。ただ、ここで注意しなければならないのは劉雋の「両者ともに引法の支流である」との着目は正しいであろうと筆者も考えるが、劉雋以下の研究者が掲げる『続文献通考』と同内容の『明実録』の文章を検討する限り実は「票塩」「票法」なる語による言及はなく、具体的に記されているのは「給（土商）官票行塩」「給票行塩」である。『明実録』においても同様である。これを「票塩」であるとか「票法」とするには、実は何をもって定義とするかが示される必要がある。幸い、劉雋は「票法」が「引法」に優れていると同時に、「引法」の支流であるとし、その根拠として以下の①～④を示す。

- ① 「票法」も「引界＝行塩地」に分かれている。
- ② 塩の出荷も口岸により計算して配分している。
- ③ 積引をもって「綱」「票」を為す（発行して売りに行かせる？）。
- ④ 票法とても引岸（制度）を打破していない⁴⁰⁾。

「綱法」と票法を簡述して劉雋は以下のように述べている。

『綱法』にてはすべての商人が認窩包税す。窩商（綱商）根窩に持みて岸を専らにする⁴¹⁾。商人と認窩包税について、私見を述べれば、認とは「(徴税などを) 請け負わせる」の意味であろうと考えている。つまり、特定の商人に権限を賦与して税を納めさせることであり、この権限は世襲も許されたものであった。また商は民とは異なる存在であり、清代の嘉慶・道光朝の雲南塩政は「民運民銷」とされた。更に、包世臣は道光10年に政府内で高まった政策に言及して「民運民銷」であるとしている。

票法については劉雋は以下のように述べている。

而して票法は則ち票販が納税し票を領けとりて、始めて運鹽を准され、一票の税を納め、一票の塩を運び、票を認め商を認めず、所謂根窩と専商無きのみである⁴²⁾。

後半部分の「一票の税を納め、一票の塩を運び、票を認め商を認めず、所謂根窩と専商が無い」を劉雋による票法の定義することができよう⁴³⁾。書式とその運用に起源について、票法は（そして綱法も）引法に由来するのであり、その検査のどこかの段階で角を切り落とすということをするのであるが、その運用において大きな隔たりを生じたものではないか。塩引は塩を統制下において、(納税・現物納により) 政府の許可を得た者にその販売を許した制度であったとすることができよう。これに対して、票塩は運塩資格の取得を現金納に特定し、それと比較的小規模の納税でそれに応じた販売を許した制度とすることができよう。その機動性と合法性はよく私塩に対抗することができたであろう。これに対して、綱法は特定の商人に運塩と販売を壟断させ、具体的には下請けの商人を取奪したのであるが、それは政府に一括して税を納めるということの代価として獲得したものであったとすることができるともかもしれない。

劉雋はこのように「票法」の起源を明の嘉靖8（1529）年としている。

一方、『両浙鹺規』が記す両浙における「票塩」の起源は嘉靖16年である。最近にこの問題

を扱った劉森はそれを踏まえてか『(雍正) 兩浙塩法志』『浙江通志』『明実録』の記述を具体的に示し、『兩浙鹺規』の記述を指摘する⁴⁴⁾。

『兩浙鹺規』の2巻の冒頭において、票塩の起源は嘉靖16年に台州の黄巖場・杜浣場・長亭場の三場に税票6万張を置いたことに始まるとされている⁴⁵⁾。この『兩浙鹺規』の指摘と劉雋の指摘との間には8年の差がある。しかし、楊鶴が編集したのはその起源とされた頃からほぼ百年後のことであり、劉雋が言及する王化の上奏文で描かれた情勢とそう大きな矛盾をはらんだ情勢記述とは思われない。

ところで、綱法の成立はこれより遙かに遅れており萬曆45(1617)年の兩淮塩法道疎理道臣の袁世振の條議による。この間、劉雋の研究によるにしても、また『兩浙鹺規』の記述によるにしても、票塩出現後実に百年近く経っていることになる⁴⁶⁾。いずれにしる「綱法」の成立は「票塩」の出現よりも遙かに遅いのである。引法が宋代に成立して、販売地域が決められた後、劉森によれば明代の一時期においては票塩が寧ろ全国的な広がりをもったものであったという。『兩浙鹺規』の楊鶴の序文の日付は「萬曆甲寅(萬曆41年[1614年])」となっている。このように見てくると『兩浙鹺規』は綱法が出現直前の兩浙塩の(とりわけ票塩の)実情を伝えるという重要かつ貴重な史料であるかもしれない。

さて、この頃の塩政はどのような情勢であったらうか。

綱法の前史として明代における正課以外に余分に製塩者(竈戸)が製塩した餘塩の流通問題や開中法が知られている。開中法については清水泰次・藤井宏・寺田隆信の研究があり、餘塩問題については中山八郎の研究がある⁴⁷⁾。余塩問題について中山によりその概要を記せば、正課(兩淮の洪武23年の規定によれば毎歳毎正丁16小引[1小引=200斤])以外に余分につくった餘塩といえども実は私の売買は禁止されており、当初はこれを官に納める・官が買い上げるようになっていた(成化年間に余塩は官買が原則であったとのことである)。ところが、鈔法(紙幣)制度が崩壊した後は麦・米が支給されるようになった(商人に当初は適宜にやがて制度的に上納させたもの)が、これとても嘉靖初年には行われなくなったという。そして、成化4(1468)年頃には政府も餘塩を商人が直接竈戸から買い付けることを黙認・許可した。具体的に言えば2000斤以下の余塩取引の黙認・許可したのである。更に成化19(1483)年には商人が余塩を買うことを公然と黙許されたという(2000斤以下という制限も撤廃)。このように成化年間においては商人が製塩場に入り、竈戸と直接交渉することが大勢となった⁴⁸⁾。更に弘治16(1503)年に廢物に過ぎない古い塩引の大量払い下げを受けた朱達なる商人が孝宗の外戚の家人の名義をもって塩引(塩そのものは既に無くなっており、竈戸への追徴も免除されていたものであった)をもって竈戸より餘塩を買って販売することを許された。これ以後、これに倣う者が続出し、竈戸の塩は餘塩はもとより正課の分にいたるまで、その壟断に帰したという。これは既に見たように餘塩を官が買い上げるということをしなくなったという事情もあったとのことである。政府に代わって商人が直接竈戸から買い付けるようになったのである。成化4

年と19年に商人達に余塩を買うことを拡大的に許していったことは謂わば蟻の一穴となった。たとえ正課外の餘塩とは言え竈戸と商人の直接取引を許した結果、その結果正課分の塩まで商人の購買に任せることとなってしまったのである。嘉靖14（1535）年に至り浙江運司下の松江六場の額塩について商人の自買を許したことから各地への波及をもって明末に明末に至って官が行う「専売」制度は全く崩壊するのであると中山八郎は述べている。実はこれは民国期の論者の影響を受けたものである。

中山八郎の松江六場云々の記述は深甚の含意がある。この松江六場こそは、蘇五属に塩を供給していた塩場なのである。その地において商人が竈戸から塩を直接購入するようになったのが「専売制」が全く崩壊するきっかけになったという。また中山八郎がこの出来事を専売制が崩壊した画期とするが、綱法の出現は実はこの80年後の出来事である。以上劉雋と中山八郎によって見た15世紀中葉以降の両淮と両浙における出来事を表にまとめると以下のようになる。

表 3

| | |
|---|---|
| 成化4（1468）年前後 成化19（1483）年 成化年間 弘治16（1503）年 嘉靖8（1529）年 嘉靖14（1535）年 嘉靖16（1537）年 嘉靖44（1565）年 万曆41（1614）年 万曆45（1617）年 | <p>餘塩を商人が直接竈戸から買い付けることが黙認。一定の制限の下に餘塩の買い付けを公認するようになった。</p> <p>商人が製塩場に入り、竈戸と直接交渉することが大勢化</p> <p>朱達なる商人が孝宗の外戚の家人の名義をもって廢引をもって竈戸より餘塩を買って販売することを許された。做う者が続出し、竈戸の塩は餘塩はもとより正課の分にいたるまで、商人のの壟断に帰す。</p> <p>王化の上奏。</p> <p>浙江運司下の松江六場の額塩について商人の自買を許す →各地への波及、台州の3場黄巖場・杜澆場・長亭場に税票6万枚（張）を置く</p> <p>浙江で一条鞭法実施、以後各地へ広まる⁴⁹⁾。</p> <p>楊鶴序文を書く</p> <p>綱法の成立</p> |
|---|---|

中山八郎と劉雋の研究による。

『両浙鹺規』で記される嘉靖16年の情勢はこのような背景を前史として理解した上でとらえられるべきであろう。また、世界史的にはこの年表で掲げる時代というのはインド航路を欧州人が知るところとなり、更に16世紀前半というのは新大陸において銀が大量に産出され、その銀が中国にももたらされ一條鞭法が出現する時代である。これは世界史的な変動の余波であるが、同時に中国に内在する問題も数百年という時間をかけて顕現してきつつあったのではないだろうか。筆者は、中国における塩政において、現品としての塩はその管理が政府の側によりどこかの時点で放棄されてしまったのではないかと考えている。何故かと言えば、あまりに

も膨大な塩の量となってしまったからである。つまり消費人口が恒常的に莫大な数であり、それが増大していったが故に、現品としての塩の管理が不可能となってしまったのである。そうした一方、財源としての塩を運用せざると得ないという現状と政策が乖離しはじめたのではないか。明初の開中法であるとか、「消費税策」と先学が語る明代から清代にかけての塩政の展開はそのようなことが背景としてあったのではないだろう。膨らみ続ける人口、それに伴い増大する塩の消費、やがて海外から大量に流入してくる銀、これらは明代の塩政を理解するにあたって、いずれも欠かせぬ背景なのであろう。

ところで票塩はこのように両浙行塩区で16世紀から運用されてきた手法であったし、それが太倉州や上海県で展開されていることは冒頭でみた。中山八郎の研究によれば余鹽の方が盛行し、積引も甚だ多いという引法の弊端が発生していたという⁵⁰⁾。東川徳治の『中国法制大辞典』の「票」の項目も清朝の『戸部則例』により「引は予めその額を定めたる正塩の販売に対する免許券を謂い、票は正塩以外即ち余塩の搬売に対する免許券を謂う」とする。これによれば、余塩販売に欠かせないのが「票」であったことになる。まだどの年度の『戸部則例』であるかの確認はとれていないが、引と票を政府の側から区別した定義とすることができるように思われる。そしてこの規定によっても、(明中期から清初にかけて)余塩と票は切っても切れない関係にあることになる。

ところで、嘉靖8年の王化の上奏文には引法では行運できない地方が両浙には多かったことを記す。

両浙の行鹽地は凡そ125処であり、商の便とする所の者は36処に(過ぎず)、其の他は商人が往くことを樂しまず、故に私塩が日に滋んなり。乞う、官鹽の通ぜざる処に於いて、「土商」が自ら鹽斤を買うことを許し、開報せる(塩斤の)多寡に拘わらず、官票を出給し、量りて収税課税、執照は発売して銷宿として(塩運)司に解り、以って辺(商)の儲けに濟せん。いささかでも官鹽地方を越える有る者は私鹽とし、巡捕官で交通せる者の坐は律の如くす、此の如くすれば則ち所在皆な官鹽となり、私販禁ぜずして自ら止やん矣⁵¹⁾。

ここで注目したいのは、行塩地のうち約125処のうち36処のみが、商人が便とするのみであったということである。それ故の私塩の隆盛であったという。この数(125対36)で見ると大半において引塩が流通しかねていたことが判る。

明代の票塩の広がりについては、劉淼がいささか詳しく紹介している⁵²⁾。それによれば、票塩の広がりを長蘆・河東・福建・四川・雲南の各行塩区においてみるができるという。「これを総ずるに、明朝の票塩の制の施行は嘉靖時期においてほとんど全国的(広がりをみせること)となった」という⁵³⁾。もちろん旧来の引塩(引法)も維持はされた上での併用であったのである。おおむね僻遠の輸送などの困難を来す地域に票塩が行われたのであるという。劉淼は票塩において注目すべきは、「民間の商人資本をもって竈戸の余塩を収買させ、北虜南倭への財源を確保しつつ、余塩が私塩となることを防ぐことにあつた」としている⁵⁴⁾。明代にお

ける票塩は、とりわけ江南における票塩は余塩対策と不可分な関係にあったようである。交通の便が不便であるという浙江省南部や、山東塩の山東半島部における票塩とは違うものと捉えてよいかもしれない。むしろ江南における土票は、稠密な人口・発達した水路・商業の活発さにより政府の管理が行き届かぬために行われたものであろう。松江府以下の地方の私塩まで説明するにはそのような見方が必要であろう。

さて、ここで、余塩問題と票塩出現、就場征税、綱法など種々の塩政史上の出来事を列挙してきたが、年代別に整理しておきたい。

余塩の売買が徐々に大々的に行われるようになり、その後票塩という手法が出現している。またそのような票塩が（おそらく盛行したした後）明末清初の「就場征税」という政策主張と（特定の商人の壟断に任せた）綱法が出現してくることになる。

また、票塩と引塩はどう異なるかという点、票塩は引塩を便宜上改変したものとして捉えてよいのではないだろうか。ところが、寧ろこの両者と大きく異なるのが明末に出現する綱法なのではないだろうか。票塩といい引塩といい、これは税を納めた（もしくは辺境への軍餉を納めた）という事実が前提で発行される納税証明書・通行許可証である。これに対して綱法は特定の商人に世襲までも許した独占販売による塩法なのである。徴税するという主体・権限の一部を民間の商人に委譲し壟断に任せたものが綱法とすることができるかもしれない。

五 『両浙鹺規』にみる明代江南の票塩の動向

ところで、『両浙鹺規』を編纂した楊鶴自身が票塩の得失を論評した文章を残している。

両浙にては以前は只た正引のみ有りて、別に旁徑無かりし。故に塩は通じないという患いはなかったのである。（しかるに）嘉靖（1522～1566）・隆慶（1567～1572）朝より票塩を創行せるに引（法）は始めて困す。票（塩）の値（段）は引（塩）より廉く、票（塩）の售も又た引（塩）よりも速く、票（塩）の利は当に引塩に倍すべきなり。臣初め事を受くるに心之を革ためんと欲すも、後に乃ち票鹽の設（けるべきことを）を知る。蓋し産鹽地方の為に正引が行わざれば利は私販に帰す。故に此れ（票塩）に假りて以て之（私塩）を遏ぐ⁵⁵）。

票塩の弊害に困惑しつつも、票塩を行わなければ私塩の隆盛に任せることになることを知り、これも行うべき手法であることを知ったとのことである。

では、『両浙鹺規』にみる票塩は江南の両浙行塩区においていかなる展開を見せたものなのだろうか。浙江省内の記述もあるのであるが、「票鹽沿革」「華上二縣票鹽分包」「行票境界因革」「華青争鎮」「革票鹽諸弊」などの記事から江南の記事を中心に紹介したい。『両浙鹺規』を読み解くに当たって塩政史上の用語もさることながら両浙行塩区ならではの用語も若干ある。例えば「買補」とあれば、これは「買補余塩」の意味であり、また「住売」・「肩引

票」はそれぞれ実はいずれもが票による塩の運塩と販売を意味し、前者は産塩地よりやや遠く店舗を構えて売る者であり後者は肩に負って塩場の近くで売る者であったとのことである⁵⁶⁾。

更に、以下の記述のガイドとなると思うので、地名で特に注記しておくことと華亭県の中心は松江府であり、これは明末には手工業で十分な発達を遂げた街である。この華亭の塩商が東方の上海の市場をめぐる種々の要望を出すことになる。また、明末に新設された北方の青浦県の情勢も記される。

(1) 「票鹽沿革」

票鹽の起こりについては『兩浙鹺規』において繰り返し言及されているが、2巻の冒頭の記述により紹介しておきたい⁵⁷⁾。

台州は春秋時代の越の地であるが、ここには黄巖・杜没・長亭の3つの「場」があり、引鹽が行われていた。しかし、山や海を隔てて運塩をすることが困難であるからとの商人達の要望があり、西興などの四場においても塩を購入して販売するようになった(一部の変更か全体の変更かは不明)。そして、嘉靖16年「鹽院」であった李某がこの三場(黄巖・杜没・長亭の三場か?)に税票を6万枚(張)置くことを許したという。各票1枚につき9分の税を徴収し300斤の塩を土商に中津橋まで運塩させて「掣賣」を許したことに始まるという⁵⁸⁾。中津橋は『兩浙鹺規』の記述などをみると台州府・臨海県に運ばれて来る運塩の要衝で盤驗(書類審査と荷調べ)が行われていたようである。

この後隆慶3年に、題本により裁可を得て更に銀3分を加え、課税する総額が1錢2分となった。この後これに倣う県が多かったという。これが『兩浙鹺規』に記される票鹽の起源である。

萬曆5年には更に改変が加えられ、布政使が筭付をもって塩運司に参酌して票を3種類に分けさせた。「大票」「中票」「小票」の3つであり、「地を量りて分派し」競合するを許さなかったという。

さて、では江南における票鹽はまずどのように記されているだろうか。「住買」が兩浙行塩区において「票商が塩場より離れたところに店舗を構えて売ること」であると『塩政辞典』はするが、浙江省と江蘇省について以下のような記述がある。

土商にして住買す(票鹽を遠隔地で店舗で売)る者は「出境」が許されないのである。例があり、中津橋で掣過をした塩は、台州へ運往し(浙江省の運塩については中略)……江蘇省の華亭県塩は掣過をして県城と唐橋などの鎮へ運往して「住買」し、上海県塩は掣過をへて県城と王家埠・季家行等處に運往して「住買」し、余の県はそれぞれ城鎮にて「住買」することになる。期日も限り、その他の地域に売るとは私塩として処罰する⁵⁹⁾。

華亭県塩は唐橋鎮へも運ばれて票鹽として売られていたようである。ただこの唐橋なる地名であるが、著名なものとして上海県城の黄浦江の対岸に塘橋鎮が存在するが、この塘橋鎮とは

べつに華亭県と青浦県の両県から上海にかけて唐橋なる地名があるので、むしろこちらの地名であろう。一方、上海県塩は県城内と王家埠・季家行などで売ることになっていたという。

さて、興味深いのは、商人側が自分たちが運塩する側の都合に基づいて要望をどんどん出しているということである。これは以下に見る諸事象においてもいえることである。また引塩と票塩が併存する中で、特定の商人（嘉定県の引商）の思惑も観察することができる。

(2) 「華上二縣票鹽分包」

華亭県と上海県の塩票については「華上二縣票鹽分包」という記事もある⁶⁰⁾。これは萬曆19年の記事である。華亭県と上海県で売られる塩が、従来は引塩と票塩ともに同じ梱包であったため、票塩が引地に侵入するなどの弊害があったという（両県において票塩と引塩の両方が併用されていたことが判る）。そのため、票塩の梱包を1枚の票ごとに165斤を等量に2つに分けてて包み、一括りにして、引塩との混交を防ぐという提案がまずなされた。

このことから想像されるのは、塩が出荷される段階では（運商や資本をもってきた者達への売りつける段階）においては、ある時期引塩と票塩は区別無く出荷が行われたのではないかということである。梱包の区別が従来無かったのはそのような区別を生産と出荷する現場において殊更にする必要がなかったからであろう。しかし、政府の側または塩政を担う側からすれば、票塩が引地へ浸越するという便法的な運用が本来的な運用を侵圧するということになったのであれば放置もできない。そこで、このような提案がなされたのであろう。

また、この記述から華亭県と上海県の双方の商人が票塩と引法に従事していたことが判る。（後で見るように上海県では票塩が盛んであったようである）。また票塩を仕入れる塩場を指定しようという提案からは、塩を仕入れて販売する者にとって都合の良いような塩の購買が先行して行われていたことが窺える。

次に、塩を買い付けに行くべく指定された塩場は袁浦・浦東場にとどまり、青材・下砂等の塩場に赴くことを許さないという提案をしている（いずれも江蘇省の塩場である。なお汐南の東側に位置する下砂塩場は、後年やはり上海への塩の供給地として指定される）。

これに対する塩運使の決裁は、「華上二縣票鹽，俱要分包」というものでほぼその提案を受け容れたものであったが、文末に「こいねがわくは引と票の両つの利，ともに存せんことを」とあるので、少なくとも塩運使レベルにおいては両県に関わる塩政は引塩と票塩が並行して行われているのを既成事実として是認していたことが判る⁶¹⁾。ところで、このようないきさつで改められた梱包方法・分量については華亭県、上海県の土票の文面にも記されているのでここからも実行に移されたことが判る⁶²⁾。

ところで塩を仕入れる塩場についても「買補場分」なる記述がある⁶³⁾。そこに記される塩を仕入れる塩場は以下の通りである。

商人 塩場

| | |
|-----|--------------------|
| 上海県 | 下砂二場 (いずれも江蘇省) |
| 青浦県 | 横浦・下砂・袁浦 (いずれも江蘇省) |
| 奉化県 | 清泉・長山・大嵩・玉泉 |
| 餘姚県 | 石堰場 |
| 上虞県 | 曹 娥 |
| 嵊 県 | 曹 娥 |
| 肅山県 | 錢清・西興 |

また、ここで興味深いのは、塩の買い入れで優先されるのは引商が先で票商はその後という記述が殊更にあることである⁶⁴⁾。これらの行塩が引塩と票塩の併用であったことがこれによっても確認できるが、更にわざわざこのような規定があることと引商がもともと政府の側が行運を行わせようとした存在であったことを想起すると、寧ろ実際の買塩においては票商が時として引商を無視したり抜け駆けするのとき行動・購買をしたことも想像される。実際、やや時代が下るものの票商が「(塩)場に赴き、先を争い商人の余塩の購買を妨げ」という事例も記されている⁶⁵⁾。

そして、そのような引商と票商が塩場に入出入りするようになった背景は中山八郎が述べている「成化年間においては商人が製塩場に入り、竈戸と直接交渉することが大勢となった」状況であろう⁶⁶⁾。まずは引商が塩場に入出入りするようになり、ついで出現した票商が入出入りするようになり両者が競合(時として票商が引商を圧倒)したであろうことが想像できる。

(3) 上海県の江橋鎮問題⁶⁷⁾

ところで、嘉定の引商というのは政治的に随分剛腕であったらしい。塩政のあり方をねじ曲げるがごとき要請も実はしている。まず、万暦12年上海の「私塩」を禁止してもらいたいと要望をしているのでまずそれをみたい。

萬曆12年、嘉定の引商が申し立てをした、「上海県に官塩を行わんとするに、地方は広大であり、私販が盛んに行われております。禁止して革めていただきたく」と。塩院であった羊某は批議して曰く「江橋鎮は上海県の所轄でありながら、嘉定県に入り込んだ[嘉定にとっての]腹心の地である。これまでも江橋鎮に嘉定の引鹽を供給すべきではないかとの議論がしばしばあった。ただ、上海の票鹽と取り立てて問題があった訳ではない。其の云わんとするところは[上海で]私塩が益す盛んであるからとのことで、宜しく嘉定県において商鹽を派發して、一百引を江橋鎮にて住賣せしめん。敢えて票塩にして入境するあれば即ち私塩をもって処罰する云々⁶⁸⁾。

そもそもこの江南における私塩は、『清国行政法』に見るごとく取り締まる側としては本腰にはなりにくいにしても、取り締まるべき対象なのであるが、この史料の読解においては票塩と私塩が混同されているというのが重要な点である。これは基になった資料を編集した結果こ

のような記述になったとも考えることができるが、寧ろ官と引商の側から見た票塩と私塩の不可分の関係を示したものかもしれない。実際運塩する階層と人物が、多くの場合重なっていたであろうことは想像に難くない⁶⁹⁾。

決定は「上海の票塩ととりたてて問題があった訳ではないだろう」といなしつつ、嘉定の「商塩」を江橋鎮へ投入しようというものであった⁷⁰⁾。「商塩」とあるが「住買」ともある。厳格に「住売」を票塩を売るとすると矛盾を来すがまた引商の要望であるとのことであるので、嘉定県の引塩を票塩として江橋鎮で売らせるがごとき施策が行われたのではないと思われる。

さて、このように（票塩も私塩も盛んである）上海県に属しながら嘉定県に食い込むように存在する江橋鎮はこの後、嘉定県と上海県の塩商にとって係争地となる。取り敢えず上述のごとく萬曆12年の段階では嘉定県の塩が売られることが認められたようである。

さて、江橋鎮についてその後の記事を見ると以下のような記述が萬曆20年にある。

萬曆20年、本院批していわく、嘉定県からの来文によれば、商人畢恒春等が本司に呈してきたいう「沙洪橋・王家庵・馮家村・莊家涇・季家行・錢家巷・朱家樓・侯家村・王家渡・支地上などは名称はまちまちであるが、いずれも江橋鎮の地方である。（票塩の）通行を禁止してから、票塩は上海城内と呉松江の南方にとどまり、拆買した塩は呉松江北方への運往ができなくなっている。」

本年本院、江橋鎮は、上海に隸属している。しかし地勢的には嘉定の腹心の地として入り込んでいる。この江橋鎮において上海のように票塩を行えば、嘉定の引塩に上海の票塩が混入して（その市場を）奪われるることになろう。よろしく旧にしたがい（引塩を）を行うべきである⁷¹⁾。

本年本院、松江府總巡官呈議「商人汪源等呈本司」查得「小貞・七寶・広富林の三鎮は原と華亭の属地為りて、票を行い兼ねて額引を銷せり。嗣いで青浦県を添設すると以って、三鎮を（青浦県に）移属せり。然れども（この三鎮で）票を行えば崑嘉二県の額引を妨げるありて、票は華亭に帰したが、鎮は復た（華亭県に）還らなかった。今票塩を議するに、票塩は既に（華亭県に）帰還しているのであるから、鎮についても亦た應に三鎮も（華亭県に）復せしむべし。宜しく（華亭であるとして）票塩を銷すべし、而して林家角の一鎮には商に引を銷るを許さしむべし」。俱に呈詳して批允を経たり⁷²⁾。

ここで最後にでてきた林家角であるが、孫鳳鳴修の『青浦県』の巻首の地図によれば、青浦県城の南南西に林家角港なる地名が見える。丁度青浦県界に位置するのでここが林家角かと思われる⁷³⁾。

(4) 青浦県問題

青浦県をめぐる動きもめだつものである。萬曆13年に青浦県塩の引塩と票塩の範囲の変更が問題となった。

青浦県は明代において行政区分に変更が数次加えられた地域である。元代からの変遷をいえば、元代においては青浦県は華亭県と上海県に属していた地域なのであったが、明の嘉靖21年に両県から分かって青浦県がおかれた。その後、一旦嘉靖32年に青島県が廃された後、再び万曆3年に青浦県が再びおかれた⁷⁴⁾。実はこのような行政区画の変遷が、華亭の商人と青浦の商人、引塩と票塩の勢力範囲の変遷の背景の一つとなっているようである。既得権的に認められたものが、公的な制度が改変された後も運用され続けられたことは想像に難くない。

万曆13年……華亭県のもとの要望は票塩は青浦県の引塩地方から10里離れて、方めて票塩が住買が許されるべきというものであった。(この原則に基づき青浦県の) **広富林・林家角・焼香山・塘橋**の四つの鎮は引界と緊連しているので票塩は禁止すべく、**泗涇・沈巷・七寶・金沢・小貞**の五鎮は引界を離れること稍や遠く引塩と問題はないので元の通り票塩が行われるべく、**新庄・石湖塘**の二鎮は調べてみて引界より10里離れていれば、やはり票が行われるべきである。もし違反や弊害があれば禁止されるべきでしょう。

本院が批して曰く、「各県の行塩は引(塩)と票(塩)がそれぞれ相い濟けあうべきで、相い妨げ合うべきではない。泗涇等の鎮は引界と隔たっているから、元のように票塩を行っても良いが、行うにしても額数をもって必ず節制しなければならない。新庄・石湖塘の2鎮については引界から隔たること10里であるという前提でなければ議論ができない。調査をして明らかにした上で別の詳にて報告せよ」。

当事者の本司より松江府総巡廳に文書を発してあらためて調べた内容を取りまとめて、また報告があった。「新庄・石湖塘の2鎮と泗涇等の5鎮はいずれも、華亭県所属の地方であり、既に松江府総巡廳の調査があった。果たして引界を離れること10里であり、かつ引塩と妨げるなどの弊害はないものについて、原定せる7,000票以内を商人に分派して住買するを許さん。ひたすら引界に票塩が紛れ込まむことだけは許さない⁷⁵⁾。

ここで極端に図式化すれば経済力の充分あり枢要の地であった華亭(松江)の塩商は、旧来から認められていた引商として活躍していた。一方で、青浦県や上海県は(多分に江南の水路の発達を背景として)私塩が横行していることもありこれに対抗すべく票塩が展開されていたと見るべきであろう。

このような意見と再度の調査の上で引塩と票塩の範囲が改められたという。ところが、票塩から引塩にあらためられた青浦県の**焼香山・唐橋鎮・広富林**の三鎮には引塩が届けられないという弊害が発生した。そのため、やはり票塩にもどすべきとの朝令暮改を求めるかのごとき意見が早くも2年後の萬曆15年に出される。これは情勢分析的に多くの内容を含んでいるので、3鎮を票塩に回帰させるべきであるとする意見の部分までをまず見る。

本院李某が蘇松兵備道の呈する詳に対して批示をす。「本府が塩政とあって協議した中に『郷鎮の行塩が復せんことを乞う』という1条がある。本府がともに議した内容は以下のようである。『華亭・上海両県の票塩を行うべき疆界はしばしば議論されてきた。今、宋以寧の『請復華上鎮行（塩）』により、あるいは商人王思議や各鎮地方の保總・牙埠人らによれば、それぞれ言っているのは『華亭県の（商人が票塩を運んだ）**焼香山・唐橋鎮・広富林**の3鎮は票塩をやめた後は、引商が1人として来ていない。これをもって、林家角の私塩が遠方より届けられている有様である』考えてみるに**唐橋鎮**は青浦から36里離れ、**広富林**は40余里、**焼香山**は16里も離れている。今票塩が停止となったのに引塩が至っていない。その3鎮の民がどうして淡食に甘んじるであろうか（私塩を食したとしても道理ではないか）。**林家角**は華亭（塩）に属すといえども、実は青浦に相い連なり（この地で票塩を行ったり、私塩が隆盛すれば）引塩を妨げずにはおかない、願い出通りにするわけにはいかない。商顧して、**唐橋・広富林・焼香山**の三鎮を元の通り票を行ひ、**林家角**では元の通り票を停止する（べきでありましょう）⁷⁶⁾……（下線部筆者）

これが、唐橋・広富林・焼香山の三鎮を巡っての記述で、この後唐突に上海について以下のような記述がこれに続く。

……そして、上海県の季家行・王家渡・莊家涇・王家村の四つの鎮についてであるが、これらは嘉定の引商らが、引塩の流通の妨げになる恐れがあるとして、票塩が中止になったところである。しかし、今考えてみるに、季家行等の四鎮は上海県地方に隸属しているのであって、もとより引塩に対して妨げがある訳がないのである。相應に元の通りに票塩を行うべきでありましょう。ただし、（上海県に隸属する）江橋鎮については嘉定県との境界を接しており、引を妨げている現状がまだ免れぬから、元の通り票塩は禁止されるべきである⁷⁷⁾。（下線部筆者）

上海の4鎮についてもともと、引塩の妨げとならなかつたはずなのに、嘉定の引商が引塩に妨げにあるとして引界にしてしまったという記述は（一方的な記述ではあるが）、嘉定商人の政治力を伺わせるものである。

さて、青浦県については「青浦県兼引行票」という記事がある⁷⁸⁾。引塩と票塩が併用しておこなわれたとの記事である。

万曆24年、前院王某が青浦県からの「兼引行票縁由」に批して「当該の官の議する華亭県の売れ残った票3000張を当該の県令に帰還せしめて、元の請け負った引商の張永齡等與同額引1200引と兼銷せしめん。務めて、先に認引をして、その後納税せしむべし。申し出をし名前を帖票に登録し、引により購売すること。引塩は嘉興所へ運び、票塩は松江府埠へ運び、それぞれ按季に掣売せしめん。金沢・小貞・七宝・沈巷・広福林の五鎮はなお元の通り華塩を行うを許すべしとし、呈文で請願して裁可される。

本年〔同年〕、青浦商人が呈してきた「加票縁由」であるが、当該の官の見るところ「青

浦はもともと華亭県と上海県に分邑であり、実に塩徒出沒の郷である。かつて票塩を行うものの、自らが提議して引塩にあらためたのである。(然れども引塩の) 価格が高く売ることが難しいのであれば、小民が高きを捨て、軽きにつくは勢いのしからしむところである。『票塩を2000張行い、併せて引塩を1200道行う』のは最も適切な方策であろう⁷⁹⁾。

やはり私塩の隆盛への対策ということで票塩と引塩を併用するということになったようである。華定県と青浦県については「華青争鎮」なる記事もある。万暦38年当時、青浦県商人が華亭県商人の「住買(票塩)」について長年訴えを起こしていたというのである。ところが万暦41年になって、華亭商人の呉元(光?) 茂が、9つの鎮のなかでは、唯一金沢が戸口が頗る多く、豊かな地域なのでここだけでも、住売をしたいと請願をしたようである⁸⁰⁾。

楊鶴は青浦商人の華亭商人を排除しようとする動きと、華亭商人のおそらく条件をつけた金沢鎮での住売に固執する双方の動きに対して決裁を示している。棲み分けすべき地域を示したのである。

華亭商人と青浦商人が争ったのはかくも長きにわたる。議するがごとく、金沢を華亭商人に、沈巷を青浦商人に帰し、これをもって両家の問題の解決とせよ⁸¹⁾。

万暦41年は楊鶴が『兩浙鹺規』の序文を書いた年であり、これをもって青華の相克関係が解決できたとは思わないが、ここまでのことだけでも種々の勢力争い(票塩対引塩、嘉定商人・上海商人・青浦商人・華亭商人の各商人間の争い)があったことが伺える。

筆者はまだ『兩浙鹺規』を読解している途中であるが、とりあえず江南における票塩の動向を伺わせる記事を紹介してみた。引塩と票塩の境界設定の問題や一旦端設定された境界が生じせしめた弊害など種々の事象が『兩浙鹺規』に記されていることが判る。

小 結

上海土票なるものを見つけたときの驚きから『兩浙鹺規』について調べたことをまとめてみた。明末の票塩については最近では劉森が明代においては票塩が広く行われていたことを示しているが、本稿では塩商からの要請などにより引塩と票塩の施行範囲が変容し、そのために塩が届けられないという弊害を観測することができる。

ところで、票塩については、「就場征税」という明末以来の政策主張が道光朝の淮北への票塩の導入にあたっての背景として無視できないものであるとして指摘されている⁸²⁾。これは一旦、「場」もしくは流通以前の段階において課税した後は流通に任せるべき(「不問所之」「不問何省何地」)であるとの主張である。票塩(票法)とこの「就場征税」はいかなる関係にあるかという問題があるのであるが、「票塩」と呼ばれたものが16世紀以降江南において(本稿での検討は浙江省内は捨象し江南に限定したが)展開されていたものであった。李雯は明末から清初にかけて知られた上海の人士であった。彼が主張する就場征税は明末に展開された票塩

の施行実態とは無縁ではないだろう。また「就場征税」の主張は唐の劉晏の塩法に範をとりながらも、実は別の政策主張であるともされる（劉雋によれば李雯が唱えたのは「就場征税」であり、劉晏の政策は「就場専売」とする）。「就場征税」が主張する「一税之後，不問所之」の後半部分はヨーロッパの重農主義者（*physiocrat*）や古典派経済学の論者の唱える「レッセ＝フェール」を彷彿とさせる。しかし、驚くべき事にこの「就場征税」の主張はヨーロッパの重農主義者や古典派経済学に「先んじて」いずれも上海の人であった李雯や顧天成が唱えているのである。明末の中国（特に江南）は人口の稠密・商工業の発達などの諸点において同時代のヨーロッパをしのいでいたことはつとに指摘されているが、この地の社会の動態については両浙塩の研究により更に進めることができる可能性がある。またそれは浙江財閥がなぜに上海に覇を唱えることになったのかという起源の一つを明らかにすることであるのかもしれない。

また筆者なりの関心を付言すれば清代において蘇五属では塩の運用を「帖式」と言及することがある。註79の史料の原語には「呈掛帖票」とあり、これは清代以降も票塩が蘇五属で行われていたことを疑わせるものである。

註

- 1) 雲南塩法と河東塩法については、すでに中国においては乾隆末年からの各行塩区における塩政改革の一貫として淮北への票法導入（もしくは両淮塩改革）をまとめて論じるようになっている。周育民『晚清財政与社会変遷』上海人民出版社2000年、張小也『清代私塩問題研究』（社会科学文献出版社 2001年10月）。
- 2) 劉焱『明代塩業経済研究』（汕頭大学出版社 1996年）321頁。
- 3) 序文から伺える先行する書は韓介（両浙巡塩御史万曆17年～）、牛應元（両浙巡塩御史万曆19年～）らが編纂したものらしい。
- 4) 楊鶴の業績及び伝記は『欽定重修兩浙塩法志』23卷28a-bまたは『明史』260卷列伝148に収める。ただ、評点本『明史』は校勘として列伝の「尋出督兩淮塩法」とあるのを『明史稿』伝138の「楊鶴伝」に「兩淮」は「兩浙」と作ることを指摘する。楊鶴の兩浙の塩法への関わりについては『勅修兩浙塩法志』（国立中央図書館蔵本 雍正纂修乾隆重鐫本・中国史学叢書 民国55年）の21卷66bや23卷28a-bに見える。楊鶴、字は修齡、武陵の人、万曆甲辰（32年[1604年]）の進士、万曆41年兩浙巡塩御史。当時の塩運司使は柯鳳翔らである。
- 5) 『北京図書館』版413頁には「原書缺葉」とあるが、そのような断りがない「缺葉」も多い。
- 6) この影印本の版下は「據明萬曆刻天啓崇禎遞修本影印」とのことである。
- 7) 異同はあるものの、2つの版本で対照すべき文章を載せる丁は本文部分は496丁ほどと筆者は考えている。このうち、『北京図書館』版が落丁していると思われるのがほぼ60丁であるが、『北京図書館』版にのみ見えて『東洋文庫』版に見えない丁もあるがこれはほぼ26丁である。このほか、丁と頁の配字が異なるものの、ほぼ同内容の記述がほぼ27丁ある。つまり校対できる436

丁の中で同じ字で始まり同じ字で終わる同内容と言っている丁は383丁もあり、同内容の記述というなら、410丁分ある。

- 8) 劉焱著. 330-334頁. 第3節「票塩票式分析 一以兩浙運司中心」. 票式の紹介は票塩については「中津橋」の票式を紹介し、その他「漁票式」と「商票式」を紹介する. 実は、各県の票式はそれぞれ異なり、上海県の票式は簡潔な内容である一方で青浦県の票式は多くの背景となる事項も含めた票式となっている.
- 9) 『東洋文庫』版により上海・太倉の土票が確認できる.
- 10) 『北京図書館』版406頁下段と407頁下段には同じ文言がみられる. そうした一方『東洋文庫』版と比較すると、文章的には407頁上段から408頁上段に繋がる内容であるようである.
- 11) 『北京図書館』版の408頁は1巻の又79丁で終わっているが、『東洋文庫』版の該当する95丁は引き続きその内容の後に雍正元年の文章を掲げる.
- 12) 『北京図書館』版359頁.
「巖規類略」, 始于憩川韓公・關中牛公加詳. 其後當事者, 各有沿革, 每奉差事竣, 輒加改削名為「剗脩」. 近日廢不脩78年, 於茲矣.
- 13) 『勅修重修兩浙塩法志』馮培等輯(同治13年重刊本)の23巻26a.
- 14) 吉林大學圖書館藏の明末刻本. 四庫全書存目叢書編纂委員會編集『四庫全書存目』(莊嚴文化事業有限公司)史部274冊. 吉林大學圖書館藏の明末刻本.
- 15) 目録部分の3丁目(両書とも共通部分と思われる).
- 16) 『北京図書館』版378頁の下段は2巻23丁(『東洋文庫』版の30丁に相当)で本来なら433頁と434頁の間にあるべきものであり、『北京図書館』版500頁の下段も3巻87丁(『東洋文庫』版の92丁に相当)で本来なら503頁の上・下段の間にあるべきものである. また582頁下段も『東洋文庫』版と比較するに明らかに乱丁である.
- 17) 『北京図書館』版では406~407頁と473~475頁のそれぞれに近接して重複する内容がみられる.
- 18) 『北京図書館』版359頁上段. 『訂正兩浙吟規』序文1a-b.
- 19) 『勅修兩浙塩法志』(国立中央図書館蔵本 雍正纂修乾隆重鐫本・中国史学叢書 民国55年)の10巻では引法を行った地域として江南の「蘇州府・松江府・常州府・鎮江府・徽州府・太倉州・広徳州」の各府州名も掲げる(1a-2b「行塩引式」).
- 20) 箕輪祥子「清代兩浙における私塩対策」『史論』(第10集 1962).
- 21) 『勅修重修兩浙塩法志』馮培等輯(嘉慶年間本, 同治13年重刊本)20巻41bには、「崇禎十四年, 用御史馮垣登言建松江所轄掣崑常嘉太婁華上青等州県引塩」.
- 22) 張小也『清代私塩問題研究』(社会科学文献出版社 2001年).
- 23) 佐伯富「明代の票法」(『中国史研究第一』昭和44年, 原載『史林』37号昭和29年)は兩浙ではなく山東省の票に着目する.
- 24) 劉焱著. 330-334頁. 第3節「票塩票式分析 一以兩浙運司中心」.

- 25) 道光年間の『陶文毅公集』や『海州文献録』などにおいては、両浙とはせずに浙江とするがこれは清代においては票法は行われていなかったことを示すものと思われる。
- 26) 『万曆会典』32-33巻「課程」「塩法」の条による。寺田隆信「開中法の展開」『明代満蒙史研究』（京都大学文学部 昭和38年）所収により再引。
- 27) 清代の太倉直隸州は明代においては松江府に所属している。『清国行政法』第6巻170頁。『中国塩政史の研究』513-5頁では明代の塩政における票法について述べ、このような行塩についても触れている。『清国行政法』の前述の記述を別のところで佐伯は言及しているものの、この二つ（蘇五属地方における明末清初に私塩の盛行したと票法の存在）を結びつけた議論はしていない。またこのことを踏まえると、上海の人とされる李雯と顧天成が「自由販売論」を主張し続けているという事実も興味深い。
- 28) 『清国行政法』第6巻, 171-2頁。外務省調査部（中川八郎）『支那鹽政史概説』昭和14年8月, 69頁と佐伯富『中国塩政史の研究』580-1頁はこれを踏襲する。
- 29) 『塩政辞典』の「両浙」の項目他。
- 30) 『清国塩業視察報告書』54-55頁。
- 31) 3巻『訂正』3巻63丁, 『重訂』3巻70丁。『北京図書館』版492頁以降による。
- 32) 各塩場の所属の州県は時代はやや下るが箕輪祥子「清代両浙における私塩対策」『史論』第10集（1961）によった。
- 33) 阮元・馮培等輯『勅修重修兩浙塩法志』（同治13年重刊本）1巻50a。
- 34) 劉雋「道光朝兩淮廢引改票始末」『中国近代經濟史研究集刊』（1933年5月）。
- 35) 劉雋「道光朝兩淮廢引改票始末」。佐伯富も「明代の票塩」（『中国史研究第一』昭和44年, 原載『史林』37 昭和29年）で出現の背景から塩引との関係、更にはその弊害まで触れている。また、最近の明代の票法についての論考として劉焱『明代塩業經濟研究』（汕頭大学出版社 1996年）がある。実は、これらはいずれも王化の上奏文を根拠にしている。
- 36) 劉雋「道光朝兩淮廢引改票始末」128頁。王化の上奏は『續文献通考』20巻の嘉靖8年の條に見える。文中の「巡按御史」とあるのは『明実録』『続文献通考』で確認できるが、王化はこの前年に「兩浙巡塩御史」となったことは『勅修重修兩浙塩法志』に見ることができるから、編集の段階で官職名を取り違えているおそれがある。『明世宗実録』においては103巻, 嘉靖8年7月丁酉（四日）の條にもみることができる。なお阮元・馮培等輯『勅修重修兩浙塩法志』21巻54aによれば王化は嘉靖7年に兩浙巡塩御史となっている。
- 37) 『欽定戸部則例』126巻 清乾隆46年。
- 38) 劉雋「道光朝兩淮廢引改票始末」128頁。劉雋が指摘する史料は後出の楊鶴の史料である。
- 39) 劉焱著。307頁。
- 40) 劉雋「道光朝兩淮廢引改票始末」128-9頁。
- 41) 劉雋「道光朝兩淮廢引改票始末」128-9頁。

- 42) 劉雋「道光朝兩淮廢引改票始末」128-9頁.
- 43) 佐伯は票法実施が成果を揚げた理由を以下のように述べているが、これも佐伯による票法の定義の一端としてとらえてもよいだろう。佐伯富『中国塩政史の研究』523-25頁。
- ① 交付が塩引のような難しい手続きを要しなかったこと。
 - ② 塩引の発行は人口の増減に比例すべきも、比例することなく一定であるが、票の発行には定数がない。
 - ③ 票価が塩引課に比べて安価であったから。票税は塩引の税の六分の一にとどまった。これは塩商が運塩しない地域に運ばせるという保護的政策がとる必要があったためであろう（その他牙税も免除）。
 - ④ 票塩に対しては販運中役所の検査がなかった。
- 44) 劉森著、308頁。註として『明世宗実録』200巻嘉靖16年5月辛丑の條を挙げる。沈翼機等『浙江通志』(三)(台湾華文書局)83巻15丁 a-b にも見える記事であるが、この記事単独では票塩についての記事と特定するのは難しい。これは劉森がこの記事を掲げたことを難じるのではなく、寧ろ指摘は正しいであろうとする一方票塩についての資料を洗い出すことの難しさの一例として示しておく。また、その難しさを語るなら引塩とても「引票」による運塩と取引を行っていたのであり、票塩とも言い得る面もある。票塩についてのよりはっきりとした記述は沈翼機等『浙江通志』の隆慶6年の記事が見える。
- 45) 『訂正』、『重訂』ともに2巻1 a-b.
- 46) 『鹽政辞典』「綱法」の項目。
- 47) 劉雋「道光朝廢引改票始末」127頁。中山八郎「明代における餘塩私賣の起源」(『加藤博士還曆記念東洋史集説』)。
- 48) 藤井宏「明代鹽商の一考察 一辺商・内商・水商の研究-(一)~(三)」(『史学雑誌』54-5, 6, 7 1948年)も綱法の成立前史として、成化年間に商人が製塩場へ赴き取引するようになったとする。
- 49) 『世界歴史大系 中国史4 明清』(山川出版社1999年)巻末年表。
- 50) 劉雋「道光朝廢引改票始末」127頁。中山八郎「明代における餘塩私賣の起源」(『加藤博士還曆記念東洋史集説』)。
- 51) 『續文献通考』20巻23頁王化疏。
- 52) 劉森著。314-21頁。
- 53) 劉森著。321頁。
- 54) 劉森著。2頁。
- 55) 『清鹽法志』「援證」巻296頁楊鶴疏。
- 56) 『鹽政辞典』(中州古籍出版社)の各項目参照。
- 57) 『訂正』、『重訂』ともに2巻1 a 以下の記述。

- 58) 『訂正』、『重訂』ともに2巻1a-b. 中津橋は、臨海県の南に位置する浮き橋構造の関梁。清雍正朝『浙江通志』37巻「関梁五」臨海県「城外関梁」の筆頭に掲げる関梁。
- 59) 『重訂』2巻34a-34b. 『訂正』2巻27a-2b (435頁).
- 60) 『訂正』2巻14b, 『重訂』2巻18b.
- 61) 『重訂』2巻15a, 華亭土票は『重訂』2巻19aには「庶引票兩利俱存」とある。
- 62) 上海土票は『重訂』2巻48a-49b (『訂正』は落丁), 華亭土票は『重訂』2巻54a-b (『訂正』では2巻47a-b)にこのように164斤を分割して梱包したことを記す。
- 63) 『重訂』2巻27a-29b. 『訂正』2巻又20a-22b. この「買補」なる語は中山八郎によれば、正塩の欠額だけ、余塩を買い足すことであるとのことである。
- 64) 『重訂』2巻27b. 『訂正』2巻又20bに「買鹽、先儘引商、次票商」とある。
- 65) 『重訂』2巻40a. 『訂正』は落丁. 原文は「赴場争先礙商買補」。
- 66) 加藤繁「清代の塩法」。
- 67) 『重訂』2巻34a-38a. 『訂正』2巻27a-33b (435~437頁).
- 68) 『重訂』2巻34b. 『訂正』2巻27b.
- 69) 岡本隆司2001, Metzger
- 70) 『重訂』2巻34b. 『訂正』2巻27b.
- 71) 『重訂』2巻36a-37a. 『訂正』2巻29a-30a.
- 72) 『重訂』2巻37b-38a. 『訂正』2巻30b-31a.
- 73) 孫鳳鳴修・王昶等纂『青浦県』(清乾隆53年刊本).
- 74) 清諸可寶輯『江蘇全省輿圖』清光緒21年刊本影印(台北:成文出版社, 1974年『中國方志叢書』「華中地方」江蘇省 第144號) 32丁. 『万曆青浦県志』1巻1a-2a.
- 75) 『重訂』2巻35b. 『訂正』2巻28b.
- 76) 『重訂』2巻36a-b. 『訂正』2巻29a-b.
- 77) 『重訂』2巻36b. 『訂正』2巻29b.
- 78) 『重訂』2巻19b. 『訂正』2巻19b.
- 79) 『重訂』2巻19b-21a 『訂正』2巻15b-17a. ここで『重訂』は売れ残った票を3カ所ほど2000張と記すが、『訂正』は3000張と記す。ここでは後者によった。
- 80) 『重訂』2巻38a-39b. 『訂正』2巻31a-32b. なお、この訴えを起こしてという記述は『重訂』においては「構松」につくるが、『訂正』においては、2字目の編がほとんど見えないもの、わずかに下の方に「口」が見えることから「構訟(訴えをおこす)」とあるべきで、『重訂』(『東洋文庫』版)の方の誤植と思われる。
- 81) 『重訂』2巻39a-39b, 『訂正』2巻32a-32l.
- 82) 渡辺惇「清代塩政における自由販売論と票法(上)」『駒沢史学』36 1987年, 劉雋。